

TK正人の業界コラム…【左目は千里眼】(2017年07月30日)

タイトル～<警察の階級を知てみますか？>…「あの人は偉いの？」

■この際覚えてみよう。<警察組織>の概要。

現在の警察組織は、昭和29年(1954)年の【警察法】全面改正により、現行の組織となっています。ご存じの通り、「2局立て」の仕組みであり、【国の機関＝警察庁】と【都道府県＝警察本部】が設置されており、東京都のみ【警視庁】と呼ばれます。よって、業界における「それぞれの行政講話(指導)」等が、『どのタイミングで、どの場所で？どの人が？』は、とても重要なキーワードであり、その講話(指導)等が『誰に向けてなされたものなのか？』を知る事であり、講話・通達等の全てが、『全国一律の話では無い』場合もあり得ます。…である以上、まずは、【警察組織】(パチンコ行政に関わる部分を抜粋)からおさらいしてみましょう。

●【国の機関＝警察庁】としての組織図は、こんな感じです。



●【都道府県＝警察本部】としての組織図は、こんな感じです。



■時折耳にする、「課長」とか「課長補佐」とか・・・どんな立場なの？

我々パチンコ業界に携わる者として、時折見聞きする【行政講話】がある。

業界的には<生活安全局保安課課長>と言う肩書が通常行政下では高い階級になります。

その次に<保安課長補佐>と言う肩書があり、業界行政講話等においても、列席頂く事が多々あります。

その他、各都道府県においての行政講話では、<〇〇県警本部生活安全部>の方が講話されたり、単組合等では、地域を所轄する<〇〇警察署生活安全課>の方が講話されたりと、一概に行政講話と言っても様々です。

パチンコ行政は、最初に風営適正化法があり、その次に地域条例があり、様々な対応は『各地域によって異なる』こととなりますので、『誰が偉いとか、偉くないとか』の話では無く、『大局的なのか？局地的なのか？』でも、講話・指導の趣旨・内容等々が変化します。

いずれにしても、「全ての管轄での各行政」からの指導要綱は重要課題ですので、必ず耳を傾けたいところです。

●【警察の階級】は、こんな感じです。

知ったからと言って、何が変わるおのではないですが・・・(汗

【警察の階級】<約30万人>が、警察法第62条にて「9階級」に区分されている

	階級\所属	人数	警察庁	警視庁	道府県警本部	署(所轄署)
区分	<階級外>	1人	長官	***	***	***
1	警視總監	1人	***	警視總監	***	***
2	警視監	38人	次長・管区局長・審議官	副總監	政令指定都市の本部長	***
3	警視長(本部長)	590人	課長	部長	本部長、部長	***
4	警視正		室長・理事官	参事官、課長	部長	署長
5	警視	2.5%	課長補佐	管理官、課長	課長	署長、副署長
6	警部	6.0%	係長	係長	課長補佐	課長
7	警部補	30.0%	主任	主任	係長	係長
8	巡查部長	60.0%	係	係	主任	主任
9	巡查(巡查長)		***	係	係	係

いわゆる『行政が・・・』と言う時、『警察庁なのか？警視庁・道警・県警なのか？はたまた所轄署なのか？』に対して

「全て警察行政である」事には間違い無いのですが、原則論・規則論・罰則論・依頼等々様々です。

そして全国レベル・地域レベル等、行政側の『誰に向けられた発出なの？』も、複雑に絡んできます。

確実に言えるのは、少なくとも「警察庁が言った言葉」は全国に向けて発せられた言葉になります。

SNS時代になって、拡散される情報も格段と増えている時代、『得た情報がどこから発出されたものなのか？』の検証も必要になってきます。

そして、2017年後半はまだまだ更に、「様々な行政通達・指導・意図・趣旨」等々が発出される事でしょう。

そんな時には、『誰が発出した言葉なのか？に注視する』ところから読む事を始めてみて下さい。

<このコラムは、無料コンテンツに該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>

<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>